

そのうち排水施設改良費として一十八万円計上したところ、これは市の小学校の排水管を本工事に取りかえたとおりである、排水通りを含む七一十八万円を見込んでおけばよいです。水源地改良として二百十五万円の増分もございますが、二の水源の水源地の水やポンプ購入費として百六十五万又水質測定器を買いたいと思はれて四十三万円かかるわけでありまして、この水質測定器と前しますのは現在あるものがある水が濁るようなことが最初には知らざる装置にならぬものをあります。水源地と排水場が別にならぬためにも必然に必要だといふことを購入しよとするわけがあります。次の工事請負の二十万円は水源地の水の要するものではありません。以上が三百九十五万円の増分額といふ第一でございます。また群中の説明に申し改訂はいのようですが以上を終ります。

議長高橋平吉 二より質疑を行へます。

異議なし者あり

議長高橋千春 二六二頁疑字終結、正しき。

一、鐵長高欄干廻り
お認めなす。鐵梁刃百四号ヤ
架梁通り木張いたし
来した。

一議長(高橋千春)日程才力一時借入金限度額トフイ議案才百廿号を議題に候
し才才。議金事務局をレイ議案の朗読をいたさ才才。

一議金帛類以正次郎朗誦

議長(高橋千壽)理事会からの提案理由の説明を求めます

一、收入(大野丸)議案(百五)時借入限度額(ト)即說明申し上り奉す。

当初に於いては、~~現金~~を金銭を金とせしものか、限度額として現在五千万円のみ認め、
たゞそのための準備金は、必ずしも必要でないから、片倉の建設よりいっ
ちものか、非常に道徳的に劣るものでした。この時借入金も五月三十一日寸前算
をもつて返済し解決するものもありましたが、その間の戦費が現金が不足
を生ずる場合の限度額を八千万圓まで上げようとしたとき、ここに提出し

たしおしに及第なりと云います。よろしくお願ひいたします。

議長(高橋千春) 二おより質疑を行います。

(異議なしと云ふ者あり)

議長(高橋千春) 二おより質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) お諮りいたします。議案第百五号中東栗通り決するに關し、

ありと云ふか。

(異議なしと云ふ者あり)

議長(高橋千春) 即ち異議なしと認めます。よき議案第百五号中東栗通り可決に

たしおしと。

議長(高橋千春) 日程第十一町道路線の廃止に關し、議案第百五号を議題に供します。

本件に關し、建設委員会に審査を付託し、ありとすすのち委員長から報告願ひます。

一 千番中西花蔵邸前がかりおししたのち審査報告をさせ、いたします。付名

中町道路線の廃止に關し、云々、ます。委員会付託日、昭和二十八年九月二十五日第六回福生町議会臨時会にあり、して、建設委員会に付託に付したものでござい、ます。委員会の開催日、昭和二十八年十月十七日午後一時、本委員会に付託されおした右議案に關し、慎重審査の結果、東栗通り可決すべきものと決定、たしおしたのち、右の通り報告いたします。二おに關し、説明を加えおし、云々、の慎重が、審議をいたさ、た、こ、か、よう、に、存、じ、ます。本件、二の、問題、に、つ、き、先、般、の、全、員、協、議、会、に、議、題、と、し、た、お、し、提、案、さ、れ、審、議、の、過、程、に、お、し、て、百、六、十、七、号、線、の、廃、止、に、關、し、の、調、査、を、行、な、が、け、れ、お、し、決、定、さ、れ、お、し、た、い、う、こ、と、に、な、り、お、し、の、後、調、査、結、果、の、解、答、が、お、し、て、當、前、委、員、会、を、開、く、に、お、し、た、い、う、こ、と、に、な、り、お、し、た、か、解、答、を、得、ら、れ、お、し、て、本、会、議、に、上、程、さ、れ、お、し、た、の、に、本、委、員、会、と、し、て、付、託、要、請、と、な、つ、た、の、で、あ、り、と、す、か、本、案、に、つ、き、お、し、て、調、査、の、結、果、百、六、十、七、号、線、に、中、学、校、建、設、有、限、公、司、が、機、械、運、搬、道、路、と、し、て、使、用、し、て、お、り、お、し、た、か、決、然、と、中、学、生、の、通、学、道、路、化、さ、れ、



いしおつたのふ町といふ村米二の道路とすべき計画をたふし正しく設置さ
るのたに地主に對し買収の方の交渉を進めたいにこの進展しなかつたし
しやから交渉のつぎ進めたいといふたがその前道路の町道の二とく使用
され地主といふやうなを得ず黙認をしいたといふ立場にございます。
議員さんにおいし買収のついで反対の町当局といふ町道再編成と路線
の廃止決定並に變更を機会に生じた條に二の町道の百六十を町道とし
て取扱ひ決定をしたわけでありす。このことか判明し今日廃止を行ひ処置
するにいたつたのふありしといふ踏切りの拡張と中学校前の踏切りが廢
止されふことにかり中学校の通学道路も新設されふといふわけにございます。
百六十を課税道路といふ必要がなかつたために買収交渉を行つた今ふの
関係につぎいふ町地主と町議が解決をされたのふ以上のよう結果によつ
て委員会が決定したわけにございますのふのふとしく町議のうえ町
議あらふことをお願いし報告を終らふといひたします。

一議長(高橋千春)二より本員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春)三は二の質疑を終結いたします。

一議長(高橋千春)お諮りいたします。議果第九十五号本員長報告の通り決する
に御異議ありませうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春)御異議なしと認めます。よう議果第九十五号本員長報告の
通り決いたします。

一議長(高橋千春)日程第十一福生町加美地区の町整理事業計画に関する陳情書、陳情
第九号及び第四号を議題に供します。本件はついで建設委員会に審査を付
託してありますので本員長から報告願います。

一議長(高橋千春)町整理事業計画に関する陳情書、陳情第九号及び第四号を
町中福生町加美地区の町整理事業計画に関する陳情書、陳情第九号及び第四号を



二ごいます。委員会の付託日付昭和二十八年九月十五日才六回福生町議会臨時
 研究会に於て建設委員会に付託されました委員会の開催日付昭和二十八年十月七日
 午後一時より本委員会に付託された右陳情書に付いて慎重審査の結果左の
 意見を付して不採択と決定いたしました。意見として本陳情による加美平区画
 整理区域付すに昭和三十一年四月十一日建設大臣の決定を受け町議会に於いても
 本事業を更進すべく昭和三十一年十月十九日加美平地区画整理事業執行規
 程の可決を計てゐる。更に本陳情内容に於て十月十九日の東京都地方協議会に
 於いて不採択と決定されたことに東京都農業会議を通過、建設大臣より
 事業認可直前にあるのを町としても当然全成を施行すべきである依つて本
 陳情の不採択とする。尚本陳情内容に付いて地元関係住民の意見をくみ取
 可変設置される区域整理審議会に於いて十分検討されるよう強く要請する
 とともに町当局に於いても今後関係者の理解を得るべく十分努力されたい。
 二つ、この意見書をもつて、二の件は非常に重要な問題でござい、ますので

委員会並に本議会に於ておしめておた、その意見書にもありましたように
 何となく地元住民の意見をくみおし、全員の助力を得、円満な解決をもつて、且も
 早く施行でき、方より副助のを願ひ、又その前に於いて議員の方々の御意見も
 取りあつたことを報告とともにお願いするわけにござい、ます。今後福生町
 の発展に寄与するところを、二ごいますので、よろしく御審議願ひ、御可決あらん
 ことをお願いいたします。

一議長高橋千春 二水より委員長報告に対する質疑を行います。

(応答なし)

一議長高橋千春 御質疑がないようでござい、ますので、二水に、質疑を終結いた
 します。

一議長高橋千春 所諮りいたします。陳情第三号、第四号、委員長報告の通り決
 するに御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

査を行つたわけでありませう。その結果等の意見がけさのくさぐさいませう。

以上報告いたします。

一議長(高橋千春) これより本員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認む者あり)

一議長(高橋千春) 二これに質疑を終わります。

一議長(高橋千春) お諮りいたします。請願第九号は本員長報告の通り決すかに附異

議ありとせんか。

(異議なしと認む者あり)

一議長(高橋千春) 附異議なしと認めます。トテ請願第九号は本員長報告の通り決

まいたします。

一議長(高橋千春) 本日午前朝より開会席にござりまして、いろいろの議果に對し

ての御挨拶願ひます。

一町長(瀬古清蔵) 本日より早朝より開会席にござりまして、いろいろの議果に對し

して慎重に御審議をいたさうと思ひ、たださうもなりましたことを厚くお礼申し上げます。
誠にありがとうございます。

一議長(高橋千春) これをもちまして、本日は福生町議会定例会を終了いたします。長時
間御協力にござりまして誠にありがとうございます。

午後二時四十分

右各議の次第は書記市川昭利の記載したものであるがその内容の正確で
あることを証するに、ここに署名する。

昭和三十一年十月二十九日

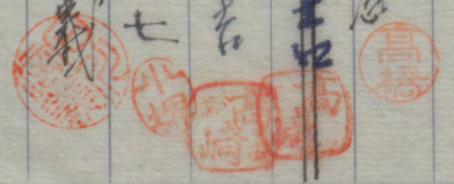
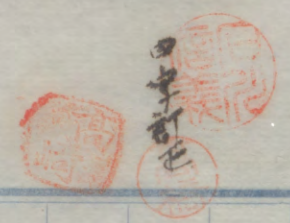
福生町議会議長

高橋千春

議員 高崎豊吉

議員 小堀仁七

議員 石川信義



足尾銅毒

昭和三十一年十一月二十五日

第七回 稲生町議会臨時会々議録

さへ



五番川中戲
六番村野
七番細道
八番上石
捨吉

十三番 林幸男
十四番 乃藤清一
十五番 笠本益雄
十六番 高崎豊吉

二番大堀秀佐 二番中西虎藏 二三番田村玄雄 二番高橋于春

不交招議員下し

一、出席議員は次の通りである。

出席議員は、出席議員と同じである。

出席議員は次の通りである。

出席議員は、出席議員と同じである。

出席議員は次の通りである。

事務局長 生子国利 書記 沢正次郎 平川昭利

地方自治法第百一十条の規定により、会議事仲説明のため出席を求めた者、次の通りである。

町長 瀬古清蔵 助役 川口金吉 助役 藤崎俊夫 収入役 大野忠一

総務 長 豊井善次郎 助役 橋本春蔵 水道 長 高水求 税務 長 森田雄一

町長 田村忠雄 町長 町田啓二 町長 石谷徳男 町長 上野重勝

町長 橋本清吉 町長 島田雄一

出席の議員は次の通りである。

出席の議員は次の通りである。

一日程第二会議録署名議員の指名について

一日程第三、福生町上水道第三期拡張工事の施行について 議案第一〇二号

一日程第四 新方舎備品購入契約について 議案第一〇七号

本日、会議事仲は次の通りである。

議事日程と同じである。

開議 午前九時十五分

議長（高橋守春）

早朝から雪が降り、出席した方が少なくて、誠に申し訳なく感じます。ただ、いまだに雪が降り、八年度第一回福生町議会臨時会を開催いたします。出席議員は、成るだけ出席いたします。さう、本日、会議は、成るだけ出席いたします。

出席した方は、本日、会議は、成るだけ出席いたします。さう、本日、会議は、成るだけ出席いたします。

出席した方は、本日、会議は、成るだけ出席いたします。さう、本日、会議は、成るだけ出席いたします。

出席した方は、本日、会議は、成るだけ出席いたします。さう、本日、会議は、成るだけ出席いたします。

出席した方は、本日、会議は、成るだけ出席いたします。さう、本日、会議は、成るだけ出席いたします。

町長（瀬古清蔵）

非常人出席のレ、臨時会を召集したし、吾等出席した。此レ誠心ありおとうございした。水道事業拡張について予定を以てしてあり、事業を施行したと思ひます。詳細は点は事務局より説明いたします。けいひり十分審議いたさうといひあります。

議長（高橋千春）

日程第一会期の決定について、本件については議会運営委員会において検討されておりますので、本委員長から御報告願います。

十九番（神野藤操）

過日、臨時会より日程及び会期について二十日午後一時から慎重審議いたしました。日程についてはお手紙に配布してあります通りでございます。会期については本日一日間と決定いたしました。おりますのでよろしく御願いたします。

議長（高橋千春）

会期につきましては本委員長より報告さした通り本日一日間と決定いたしました。

福生町議会

これ思ひます。此レは御議ありやん。

御議はしと呼ぶ者あり。

議長（高橋千春）

御議はしと認めさう決定いたします。

議長（高橋千春）

日程第二会議録署名議員の指名について、署名議員の指名は会議規則第十九条の規定により議長に委ねる。指名いたします。十九番神野藤議員、二十番神野議員、二十一番大沼議員以上三名の方を御願いたします。

議長（高橋千春）

日程第三福生町水道第三期拡張工事の施行について議案第百六号を議題といたします。事務局として議案の朗読とさせていただきます。

議案事務局（沢正次郎）

朗読